



2025年7月2日

各 位

会 社 名 株式会社ユーニリタ
代表者名 代表取締役
社長執行役員 北野 裕行
(コード : 3800、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 上席執行役員 伊藤 正人
経営戦略本部長
(TEL : 03-5463-6381)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月2日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月29日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 22,997 株
(3) 処 分 價 額	1株につき 1,906 円
(4) 処 分 價 額 の 総 額	43,832,282 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（社外取締役を除きます。） 6名 9,537 株 当社の執行役員 5名 2,748 株 当社の従業員（年俸者） 17名 5,059 株 当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。） 14名 5,653 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2022年6月23日開催の定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して従来の取締役に対する金銭報酬枠の範囲内で年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲限期間として割当てを受けた日から当該対象取締役が当社及び当社子会

社の取締役の地位を退任するまでの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。
なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年22,000株以内とし、その1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の承認決議を受け、当社の執行役員、当社の従業員（年俸者）及び当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております（当社の取締役（社外取締役を除きます。）、当社の執行役員、当社の従業員（年俸者）及び当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）を、以下「対象者」と総称します。）。

本日、当社の取締役会の決議により、当社の取締役6名（社外取締役を除きます。）、当社の執行役員5名、当社の従業員（年俸者）17名に対し金銭報酬債権合計33,057,664円を、また当社子会社は、当社子会社の取締役14名に対し金銭報酬債権合計10,774,618円を支給し（以下「本金錢報酬債権」といいます。）、対象者が本金錢報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式22,997株を割り当てることいたしました。なお、対象者に対する金錢報酬債権の額は、当社の業績、各対象者の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、指名・報酬委員会への諮問と答申を経て当社の取締役会及び当社子会社の取締役会において決定しております。また、本金錢報酬債権は、対象者が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

① 講渡制限期間 2025年7月29日から当社及び当社子会社の取締役の地位を退任又は当社を退職するまでの期間（但し、対象者が、①当社及び当社子会社の取締役の場合、当社及び当社子会社の取締役の地位を退任するまで。他の当社子会社の取締役に再任された場合は譲渡制限期間を継続。また当社子会社の取締役が、当社の委任型執行役員就任を前提とした退任の場合も譲渡制限期間を継続、②当社の委任型執行役員の場合、委任型執行役員を退任するまで。当社及び当社子会社の取締役就任を前提とした退任の場合は譲渡制限期間を継続。当社の雇用型執行役員並びに当社子会社の委任型執行役員及び雇用型執行役員を前提とした退任の場合は譲渡制限期間を解除、③当社の雇用型執行役員の場合、雇用型執行役員を退任するまで。当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の委任型執行役員、当社子会社の雇用型執行役員就任を前提とした退任の場合でも譲渡制限期間を解除、④当社の従業員（年俸者）の場合、当社を退職するまで。当社の雇用型執行役員に就任する場合は譲渡制限期間を継続、当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の委任型執行役員、当社子会社の雇用型執行役員就任を前提とした退職の場合は譲

渡制限期間を解除。)

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象者は割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、2025年6月19日（第43期定時株主総会の日）から翌年の定時株主総会の日までの期間（但し、対象者が当社の執行役員及び従業員（年俸者）の場合には、2025年4月1日（本処分期日の属する事業年度開始日）から2026年3月31日（当事業年度の末日）までの期間）（以下「本役務提供期間」という）、継続して当社の取締役及び当社子会社の取締役の地位（但し、対象者が当社子会社の取締役の場合、当社の委任型執行役員を含む。）にあったことを条件として（但し、対象者が当社の執行役員及び従業員（年俸者）の場合には、継続して当社の取締役、当社の執行役員及び当社の従業員の地位にあったことを条件として）、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間中において上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち本割当契約の概要①の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることのできないよう、対象取締役は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月1日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,906円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上